

〔 平 1 3 . 1 1 . 2 7 〕
〔 総 1 9 - 2 〕

説 明 資 料

（ 法人関係税制 ）

目

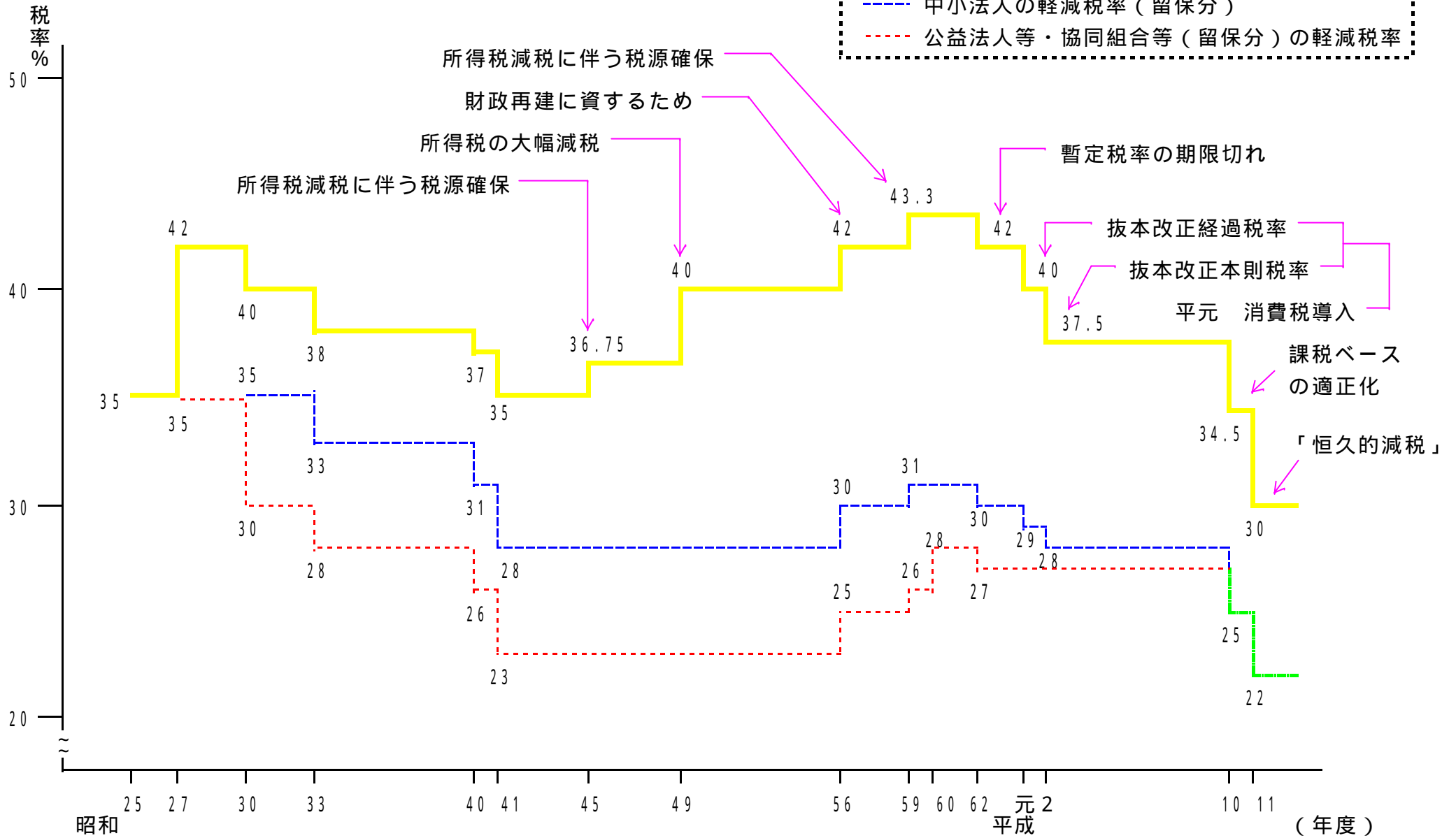
次

・ 法人税率の推移	1
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	2
・ 法人税収、経常利益及び法人税率の推移	3
・ 欠損法人割合の推移	4
・ 所得金額と欠損金額の推移	5
・ 連結納税制度の概要	6
・ 「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）における検討項目	9
・ 平成10年度改正における課税ベースの適正化	10
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔税率と課税ベースの適正化〕	11
・ 中小企業又はベンチャー支援に関する税制上の措置	12
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔軽減税率〕	14
・ 同族会社の留保金課税制度の概要	15
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔同族会社の課税制度〕	16
・ 交際費課税の概要	17
・ 交際費支出額の推移	18
・ 法人課税小委員会報告（平成8年11月）（抄）〔交際費〕	19

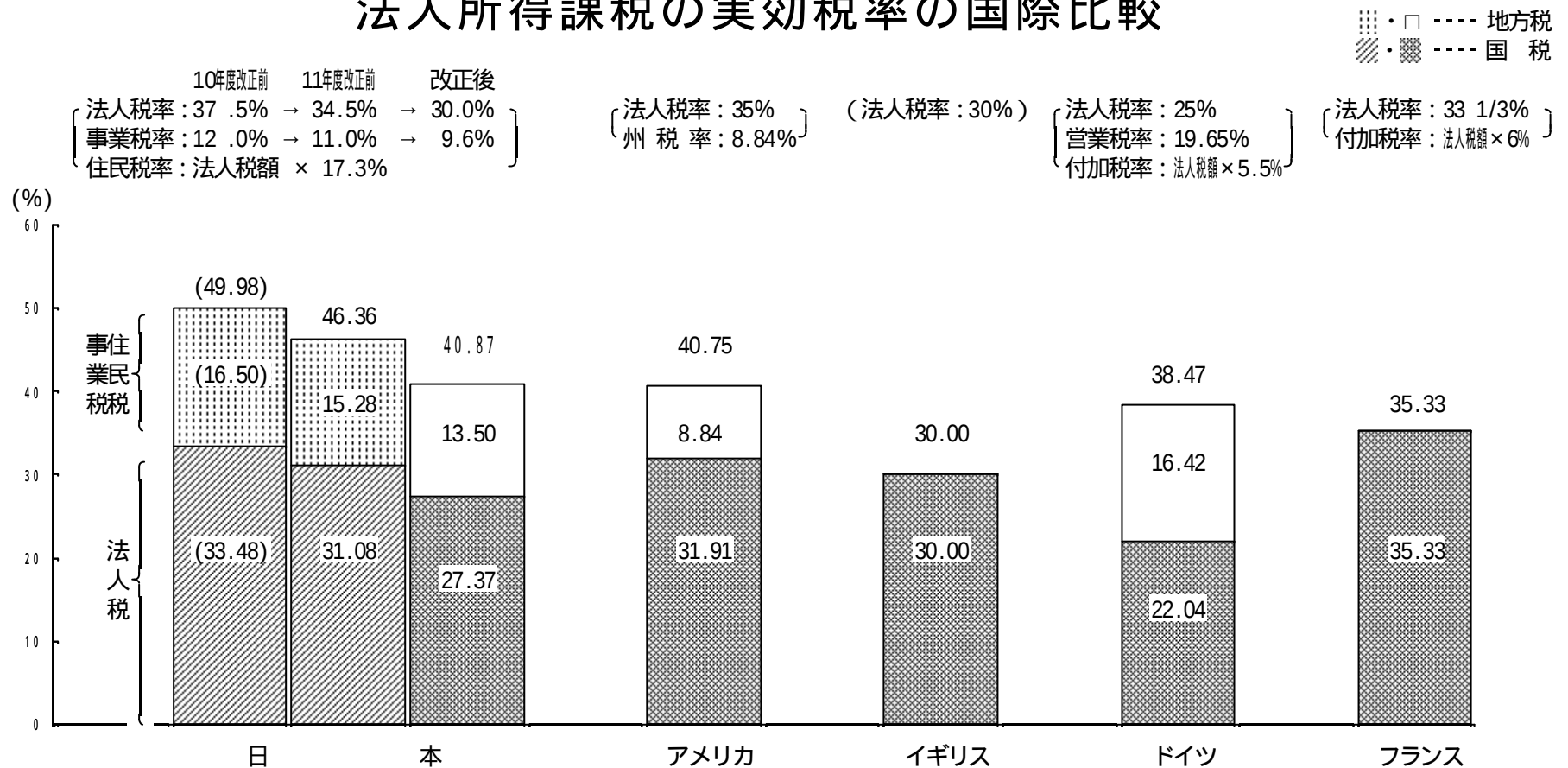
・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月）（抄）	
[知的資産倍増プログラム]	20
・ 公益法人等に対する法人税の課税制度の概要	21
・ 収益事業の範囲	22
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）[公益法人等]	23
・ 公益活動等に対する寄附金	25
・ 寄附金に係る損金算入限度額の利用状況（平成11年分）	26
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）[税制の基本原則と租税特別措置法等]	27
・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月）（抄）	
[税制改革]	28
・ 平成14年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成13年8月）	29
・ 租税特別措置による減収額の内訳（平成13年度ベース）	30
・ 租税特別措置の見直しについて（メモ）	31
・ 企業関係租税特別措置一覧〔78項目〕	33
・ 減収額の大きい企業関係租税特別措置（平成13年度）	34
・ 企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合	35
・ 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	36
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）[租税特別措置の整理・合理化]	37

法人税率の推移

- 基本税率（留保分）
- 中小法人の軽減税率（留保分）
- 公益法人等・協同組合等（留保分）の軽減税率

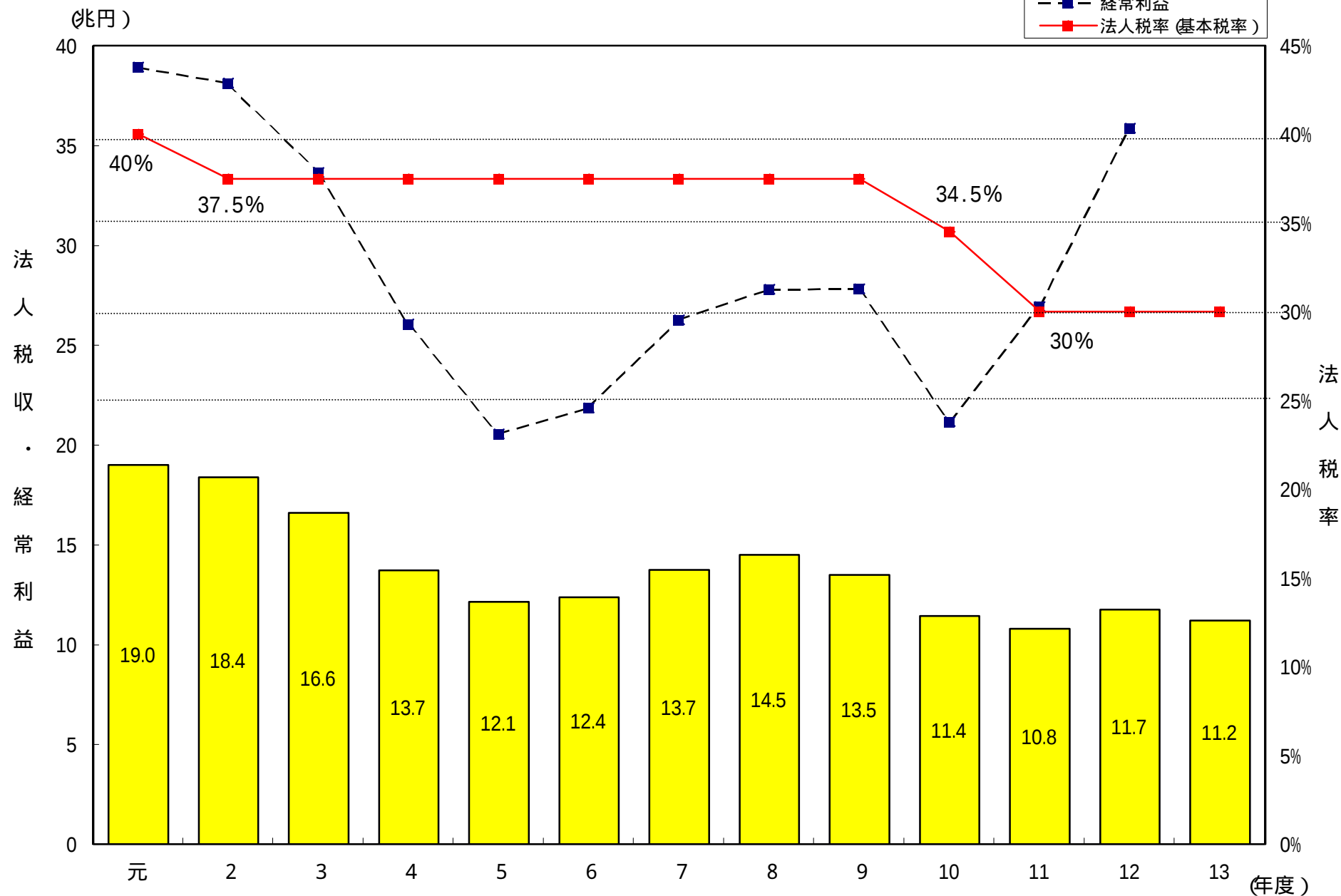
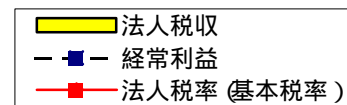


法人所得課税の実効税率の国際比較



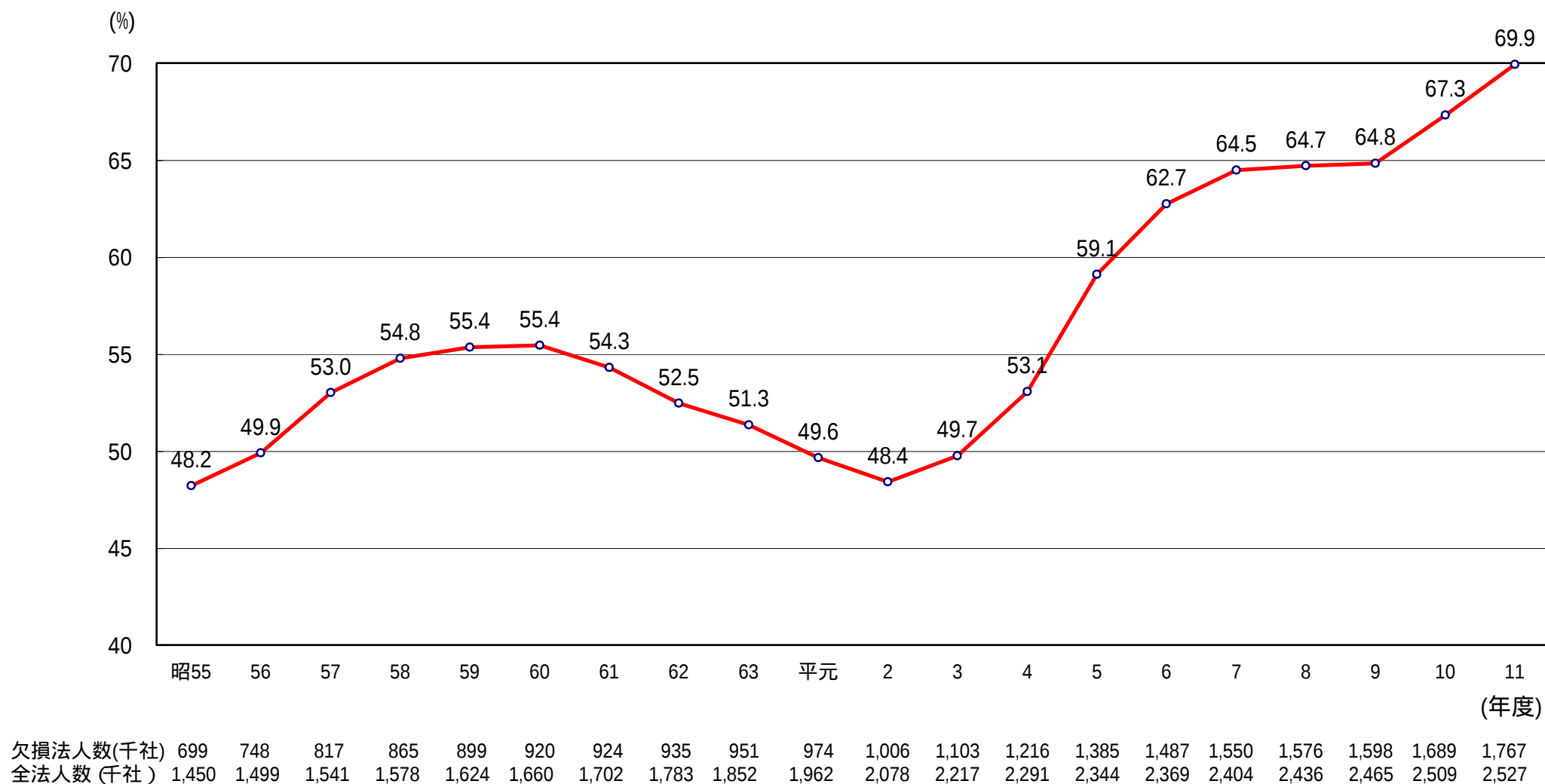
- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州(州法人税)の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の6%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は36.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より500万フランの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。

法人税収、経常利益及び法人税率の推移



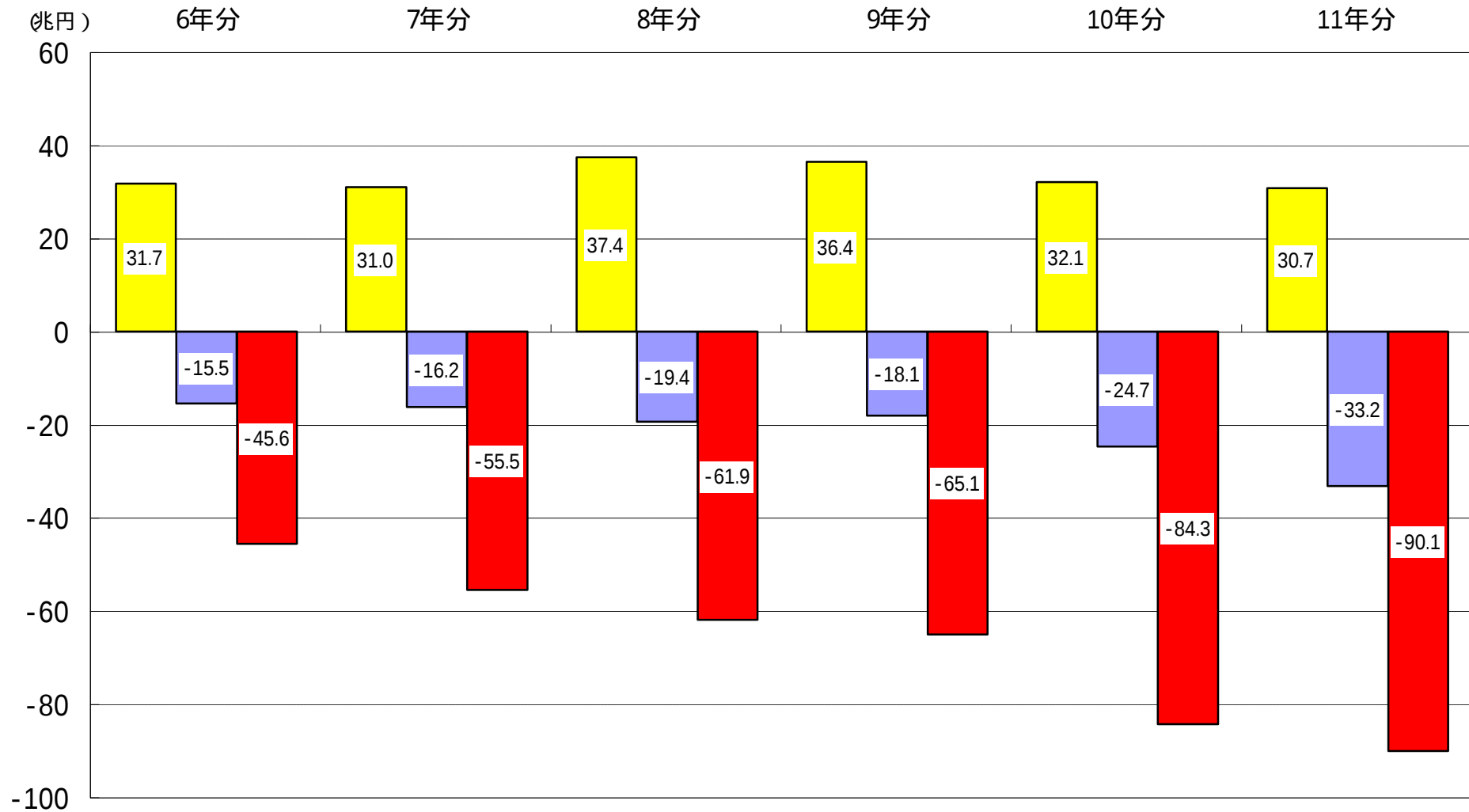
(注) 1. 法人税収は、12年度までは決算額、13年度は補正後予算額である。
 2. 経常利益は、「法人企業統計年報」(財務省)による。

欠 損 法 人 割 合 の 推 移



(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

所得金額と欠損金額の推移



(注) 1 「当期所得」は、繰越欠損金額の控除後の金額である。
 2 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

■ 当期所得金額
 ■ 当期欠損金額
 ■ 翌期繰越欠損金額

連 結 納 税 制 度 の 概 要

一 基本的な考え方

1. 連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して法人税を課税する仕組みであり、一体経営がなされ実質的に一つの法人とみることができる企業グループについては、これを一つの納税単位として課税することが、実態に即した適正な課税を実現することになる。

連結納税制度の創設は、企業の組織再編成を促進し、わが国企業の国際競争力の維持、強化と経済の構造改革に資することとなる。

2. このような連結納税制度の対象は、経営が一の法人に支配されるとともに利益がその一の法人に帰属する完全に一体と認められる企業グループとすべきであり、親会社とすべての100%子会社（内国法人）をその対象範囲とすることが適当である。
3. 他方、一体性をもつ企業グループといっても、株式の取得・譲渡等を通じて構成メンバーの加入・離脱が生ずるといった流動的な存在であり、適正、公平な課税を確保するためには、連結納税制度の開始や取止め、構成メンバーの加入・離脱が生じた場合には、単体で事業活動を行って稼得した所得に対しては単体法人を納税単位として課税を完結し、グループで事業活動を行って稼得した所得に対してはそのグループを納税単位として課税を完結することを基本として制度を構築する必要がある。
4. 諸外国の連結納税制度の仕組みを見ると、その基礎となっている単体法人に対する課税制度の違いや歴史的経緯等からそれぞれ異なったものとなっており、連結財務諸表制度のような統一性は見られない。わが国においても、わが国の単体法人に対する課税制度と整合性があり、かつ、わが国の企業・経済の実態等に合致した連結納税制度を構築する必要がある。
5. 税制は簡素を旨とすべきであるが、納税者の税負担に関する予見可能性と法的安定性を保証するためには、ある程度複雑になることはやむを得ない。
また、連結納税制度の仕組みを利用した多様な租税回避行為が想定されることから、これに適切に対応できる仕組みにするとともに、包括的な租税回避行為の防止規定を設ける必要がある。
6. 連結納税制度の創設により税収の減少が生ずることとなるが、新たな制度の創設に当たっては、財政に与える影響を十分踏まえる必要があり、わが国の現下の厳しい財政事情を考慮すれば、これを補填するための増収措置を講ずる必要がある。

二 基本的な仕組み

連結納税制度の基本的な仕組みは、以下のようにすることが適当と考えられる。

1. 適用法人・適用方法

- (1) 連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社と、その親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されるすべての内国法人（100％子会社）とする。
- (2) 連結納税制度の適用は選択制とし、一旦選択した場合には継続して適用するものとする。
- (3) 親会社は普通法人と協同組合等に、その子会社は普通法人に限る。
- (4) 親会社は、連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。
- (5) 各子会社は、連帯納付責任があるものとし、連結所得の個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出する。
- (6) 適用法人の事業年度は、親会社の事業年度に統一する。

2. 連結所得金額及び連結税額の計算

- (1) 連結所得金額及び連結税額の計算の基本的な仕組み
連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。
その上で、連結税額を連結グループ内の各法人の納付税額又は還付税額として計算される金額を基にして連結グループ内の各法人に配分する。
- (2) 連結グループ内の法人間の取引
連結グループ内の法人間の資産等の取引は、時価により行う。
連結グループ内の法人間で、資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券及び繰延資産）の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益は、その資産の連結グループ外への移転等の時まで、その移転を行った法人において計上を繰り延べる。
適正な課税を確保し租税回避行為を防止するため、連結グループ内の法人間の寄附金は、その全額を損金不算入とする。
- (3) 利益・損失の二重計上の防止
子会社の株式の譲渡が行われた場合には、その子会社の所得や欠損について重複した課税や控除が行われることのないように、その譲渡の時ににおいて、その子会社の株式の帳簿価額の修正を行う。
- (4) 連結欠損金額
連結欠損金額は、5年間で繰越控除する。
連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額は、一定の条件の下で、連結納税制度の下で当該欠損金額を持つ法人に帰属することとなる所得金額を限度として繰越控除することが考えられる。なお、この繰越控除を行う場合に、親会社については、この限度を設けないことが考えられる。

連結納税制度の適用を取り止める場合又は連結グループから離脱する場合には、連結欠損金額を適用法人又は離脱する法人に引き継ぐ。

(5) 税率

普通法人の税率と同様とする。

3. 連結グループへの加入・連結グループからの離脱

(1) 連結グループに加入する法人又は連結グループから離脱する法人については、その加入又は離脱の前後でみなし事業年度を設ける。

(2) 連結グループへの加入に際しては、加入法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券及び繰延資産）の評価益・評価損の計上を行う。

ただし、適格合併により被合併法人の子会社等が加入した場合など一定の場合については、資産の評価益・評価損の計上を行わないこととする。

(3) なお、連結納税制度の適用開始に際しても、適用法人の資産の評価益・評価損の取扱いについては、連結グループへの加入の場合の取扱いと同様とする。

ただし、親会社及び長期にわたって100%子会社となっている法人については、資産の評価益・評価損の計上を行わないこととする。

三 各個別制度における取扱い

受取配当、減価償却、寄附金、圧縮記帳、貸倒引当金、交際費、外国税額控除、特別税額控除等の各個別制度については、連結グループを一体として要件の判定や計算等を行うことを基本としつつ、制度の趣旨や技術的な問題点の検討も踏まえて、適切な仕組みとすることが適当である。

（別紙 参照）

四 租税回避行為の防止

包括的な租税回避行為防止規定を創設する。

五 税収減への対応

連結所得に対する法人税率の付加的な上乘せ、連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額及び連結グループ加入前に生じた欠損金額の繰越控除の否認等の措置を講ずることが考えられるとともに、法人税制全般について見直しを行う必要がある。

六 その他

質問検査権、罰則等について所要の整備を行う。

七 地方税

法人事業税及び法人住民税については、単体法人を納税単位とするとともに、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額又は税額を基にして課税標準を算定する仕組みとする。

「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）における検討項目

- 費用・収益の計上基準（工事、割賦販売等、長期金融商品、短期前払費用、支払利子）
- 資産の評価（棚卸資産、有価証券、外貨建債権債務）
- 減価償却、リース資産、繰延資産
- 引当金等（貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、返品調整引当金、特別修繕引当金、準備金）
- 法人の経費（役員報酬等、福利厚生費、交際費、寄附金、外国の罰金）
- 租税特別措置等、金融派生商品、欠損金の繰越し・繰戻し、法人間配当
- 企業分割・合併等（現物出資の課税の特例、合併清算所得課税、連結納税等）
- 同族会社に対する留保金課税、公益法人等、保険・共済事業
- 国際課税（外国法人に対する課税、外国税額控除、タックス・ヘイブン税制、移転価格税制）
- 事業税の外形標準課税

平成10年度改正における課税ベースの適正化

- 引当金関係
 - ・ 貸倒引当金（法定繰入率の廃止）
 - ・ 賞与引当金・製品保証等引当金（廃止）
 - ・ 退職給与引当金（累積限度額40% → 20%）
 - ・ 特別修繕引当金（積立割合を縮減して租税特別措置に改組）
- 減価償却（新規取得建物の定額法、建物耐用年数の短縮等）
- 上場有価証券の評価（切放し低価法を廃止）
- 収益費用の計上基準
 - ・ 工事進行基準の採用（工期2年以上、請負金額50億円以上の工事）
 - ・ 割賦基準（賦払期間が2年以上の割賦販売を除き廃止）
- 交際費（資本金5000万円以下の中小法人に係る損金不算入割合10% → 20%）
- 租税特別措置の整理合理化
- その他（外国の罰金、繰延資産等）

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

平成 12 年 7 月
税 制 調 査 会

二 法人課税

1 . 法人税

(3) 法人税の課題

税率と課税ベースの適正化

課税ベースを適正化することにより、産業間で実質的な税負担が異なっていたり税制が特定の産業・企業に奨励的ないし抑制的になっていることを改めることは、税制の中立性の向上に資するものです。

主要な先進国においても、法人課税について、企業間・産業間の税の中立性の確保及び経済の活性化などの観点から、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税改革が、1980 年代半ばから 90 年代にかけて行われています。既に述べたように、わが国においても、同様な観点から、平成 10 年度税制改正において、法人税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが併せ行われましたが、平成 11 年度税制改正においては、景気情勢に配慮し、課税ベースの見直しは行われないうまま税率の引下げが行われました。

わが国の現在の法人課税の実効税率は、既に述べたように、国際水準並みとなっています。わが国の厳しい財政状況などを考えると、法人税率の更なる引下げの余地はないと言えます。

また、課税ベースの問題については、平成 11 年度税制改正の経緯にも十分留意しつつ、公正・中立で透明性の高い税制を構築する観点から、今後、残された課題について、その一層の適正化に向けて取り組んでいくことが重要です。

中小企業又はベンチャー支援に関する税制上の措置

- 中小法人に対する軽減税率
〔年 800万円以下の所得金額について法人税率を22%（基本税率30%）〕
- 中小企業技術基盤強化税制
〔中小企業者が支出する試験研究費の10%相当額を税額控除〕
- 中小企業新技術体化投資促進税制
〔中小企業者等が取得する電子機器利用設備について、30%特別償却又は7%税額控除（リースも7%税額控除あり）〕
- 中小企業等基盤強化税制
〔中小企業者等が取得する事業基盤強化設備について、30%特別償却又は7%税額控除（リースも7%税額控除あり）〕
- 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除
〔新設中小企業（設立5年以内のもの）、研究開発型企业（試験研究費の収入金額に対する割合が3%超のもの）及び認定企業（中小ベンチャー法の研究開発等事業計画の認定を受けたもの）が取得する一定の機械装置について、30%特別償却又は7%税額控除（リースも7%税額控除あり）〕
- 中小企業投資促進税制
〔中小企業者等が取得する機械等について、30%特別償却又は7%税額控除（リースも7%税額控除あり）〕
- 商業施設等の特別償却
〔中小小売商業者等が取得する特定の共同利用施設又は店舗用建物等について、8%又は12%の特別償却〕
- 中小企業者等の機械の特別償却
〔中小企業者等が取得する機械等について11%の特別償却〕

- 中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却
〔 漁業再建整備特別措置法の中小漁業構造改善計画の認定を受けた漁業協同組合等の構成員で同法の特定業種を主として営む中小漁業者の漁船について 5 年間 16 % の割増償却 〕
- 経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却
〔 中小企業経営革新支援法の経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員で同法の特定業種を主として営む中小企業者の機械等について 5 年間 27 % の割増償却 〕
- 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
〔 中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課する負担金は、支出時全額損金算入 〕
- 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
〔 中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課した負担金により取得する試験研究用固定資産の圧縮記帳 〕
- 増加試験研究費の税額控除
〔 中小ベンチャー法の組合等が構成員に賦課する負担金は、増加試験研究費の税額控除の対象 〕
- 欠損金の繰越期間の特例
〔 中小ベンチャー法の認定中小企業者等の設立後 5 年間に生じた欠損金は、繰越控除期間 7 年（本則は 5 年） 〕
- 欠損金の繰戻し還付
〔 設立後 5 年以内の中小法人の欠損金について、前 1 年間の繰戻し還付 〕
- 同族会社の留保金課税の特例
〔 新事業創出促進法の中小企業者の設立後 10 年以内の事業年度及び同法の認定事業者（設立年数、企業の規模を問わない。）が新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度は、留保金課税を適用しない。 〕

わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税 制 調 査 会〕

二 法人課税

1．法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

税率

□．軽減税率

法人税には、現在、基本税率（30％）のほかに、中小法人の所得 800 万円以下の部分に係る軽減税率（22％）と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率（22％）が設けられています。

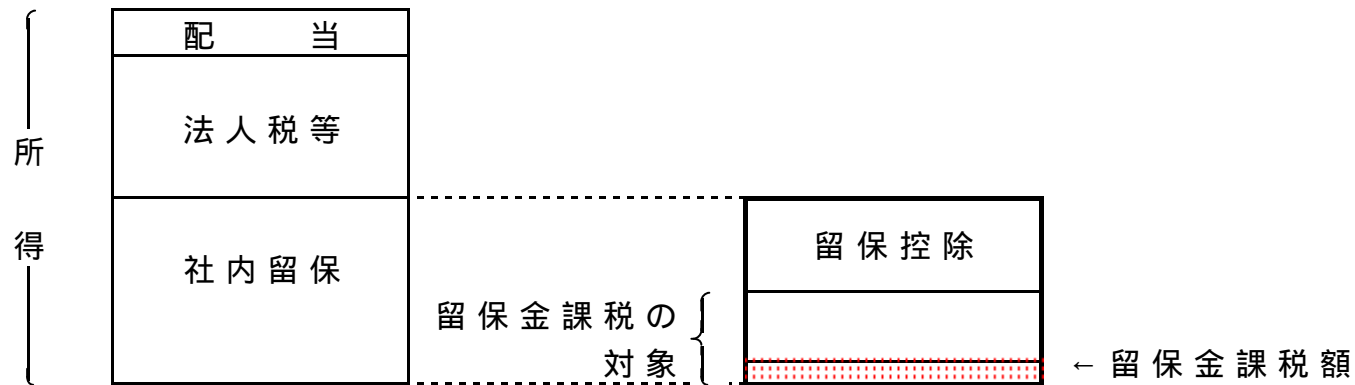
中小法人に対する軽減税率については、法人税制は企業の規模・形態に対し中立的であることが望ましく法人税率は単一の比例税率が適当であること、税負担回避のための会社分割を招く懸念があること、中小企業に対しては既に税制上様々な特例措置が講じられていることなどを考慮すれば、基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当です。

また、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率（22％）については、これらの法人の営む事業と一般法人の営む事業とは競合しており、税制が競争条件を異なるものとすることは適当ではないことから、基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当です。

同族会社の留保金課税制度の概要

$$\text{留保金課税額} = \left[\text{所得} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除} \right] \times \text{税率}$$

- (1) 留保控除額
- 所得基準額 所得等の金額 $\times 35\%$
 - 定額基準額 年 1,500万円
 - 積立金基準額 期末資本金の25%相当額 - 利益積立金
- 最も多い金額
- (2) 税率
- 年 3,000万円以下の部分 ... 10%
 - 年 1億円以下の部分 ... 15%
 - 年 1億円超の部分 20%



< 平成12年度改正の概要 >

中小・ベンチャー企業を支援する観点から、次の法人については、同族会社の留保金課税を適用しないこととする。

- (1) 設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社
- (2) 新事業創出促進法の認定事業者（主務大臣の認定を受けた計画に係る新事業分野開拓を実施する者。）

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成12年7月〕
税制調査会

二 法人課税

1. 法人税

(8) その他の課題

(参考) 同族会社の課税制度

同族会社については、少数の株主が意思決定権を有するため、法人の所得を役員報酬などを通じて分割することや、所得を会社に留保することによって所得税の累進税率を回避することが可能となるといったことが指摘されています。

このような問題に対応して、現行税制上、同族会社の行為計算の否認規定や留保金課税の制度が設けられています。同族会社の行為計算の否認規定は、同族会社の法人税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われた場合、それを修正して適正な課税を行うものです。また、留保金課税制度は、同族会社に対して通常の法人税のほか、一定額を超える内部留保に対して追加的な課税を行うことにより、間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態と個人形態における税負担の差を調整しようとするものであり、現行の法人税と個人所得課税の基本的仕組みを前提とする以上、今後とも必要な制度です。

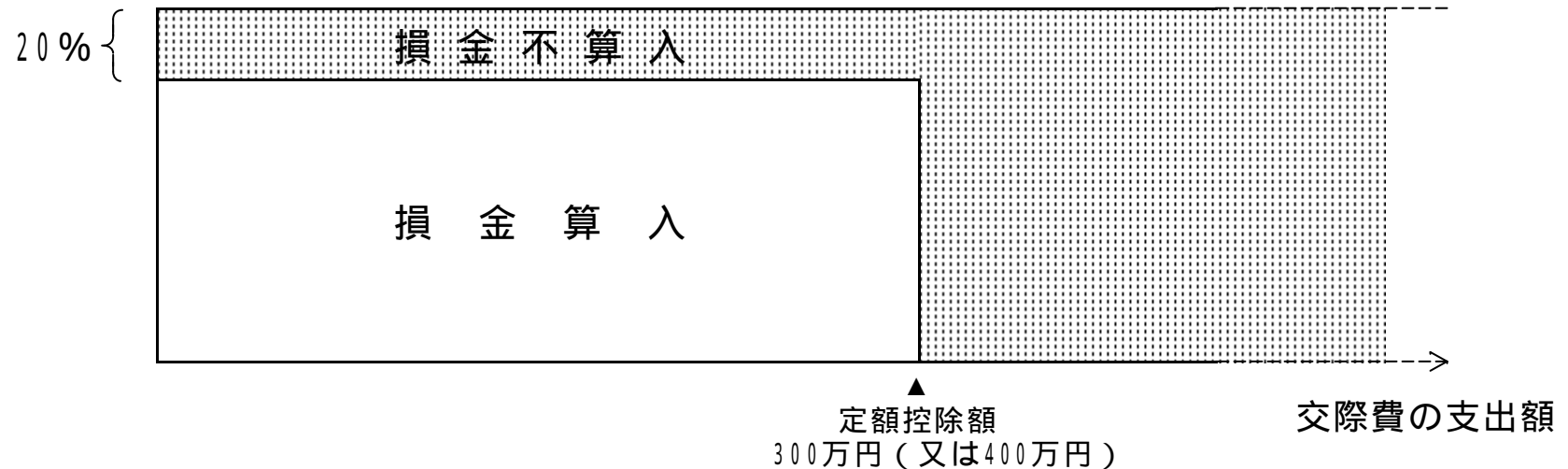
交 際 費 課 税 の 概 要

[損金不算入額]

- 大企業（資本金5,000万円超の法人） 全 額
- 中小企業（資本金5,000万円以下の法人） 定額控除額に達するまでの20%
相当額と定額控除超過額

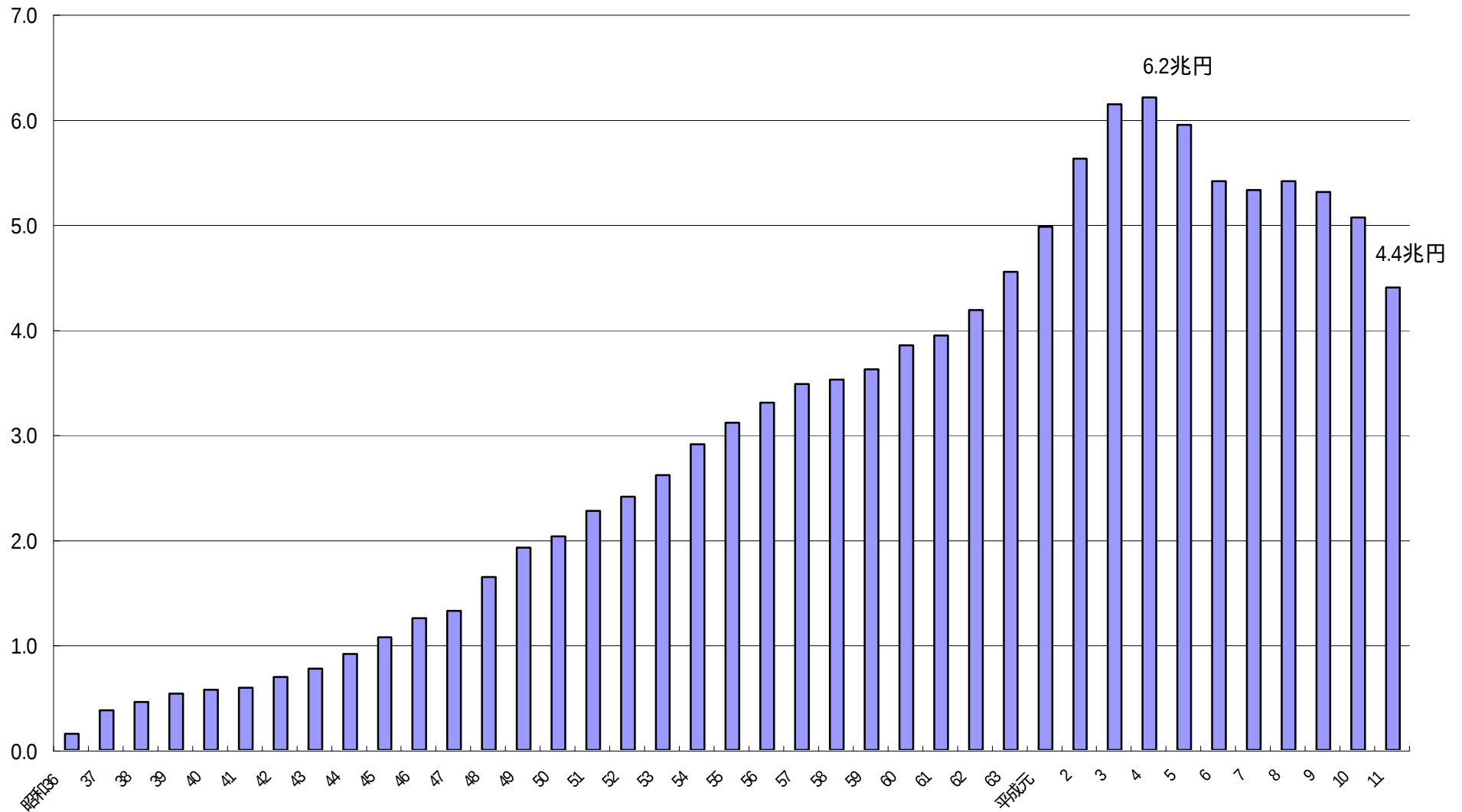
（定額控除額）

資本金1,000万円超～5,000万円以下の法人		300万円
資本金1,000万円以下の法人		400万円



交際費支出額の推移

(単位 兆円)



(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
税制調査会

第2章 課税ベースに関する個別的検討

7. 法人の経費

(3) 交際費

法人の支出する交際費については、大法人については、その全額が損金不算入、中小法人については、定額控除額を超える部分は全額、定額控除額までは10%相当額が損金不算入とされている。現行制度は、交際費を経費として容認した場合に濫費の支出を助長することになり、また、交際費の支出は公正な取引を阻害する可能性がある点を考慮して措置されているものである。また企業による巨額の消費的支出に支えられた価格体系により個人が生活の豊かさを実感できないのではないかといった問題も指摘されている。

税制がこうした諸問題を助長してはならないことから、現行制度は基本的に維持することが適当である。

さらに、現行の中小法人に対する定額控除制度については、中小企業の交際費支出の相当部分が依然として損金の額に算入されているのは交際費課税の趣旨にそぐわないとの問題が指摘されている。また、経営者が私的な交際費を法人の経費として控除したり定額控除額を利用するための会社分割が行われているといった問題の指摘もある。このような問題に対処するためには、現行の定額控除額内の支出交際費の損金不算入割合を更に引き上げることも必要ではないかと考える。

なお、現行の交際費の課税上の取扱いについては、支出の内容に応じてその一部は損金の額に算入するといった見直しも考えられるとの意見があった。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抄）

〔平成13年6月26日〕
閣議決定

2．構造改革のための7つの改革プログラム

（4）知的資産倍増プログラム

人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増するとの観点から、教育改革を進めるとともに、ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野への戦略的重点化を図る。

大学教育に対する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させる。また、個人支援を重視する方向で、公的支援全体を見直す中で、教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する。民間からの教育研究資金の流入を活発化するため、大学が受ける寄附金・大学が行う受託研究の充実のための環境整備について、税制面での対応を含め検討する。また、社会人に対する自己啓発の支援を充実する。

公益法人等に対する法人税の課税制度の概要

課 税 対 象	収益事業から生じる所得に対してのみ課税 〔 民間企業が行う事業と競合関係にある事業について、課税の公平性、 中立性の観点から課税するとの考え方 〕 （注）収益事業の範囲は、物品販売業等³³事業を政令で規定
適 用 税 率	22%の軽減税率 （参考）普通法人の基本税率：30%
寄附金に係る特例	収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄付金とみなされる（みなし寄附金）。 （注）寄附金の損金算入限度額：みなし寄附金を含め、収益事業から生ずる所得の20%（<u>学校法人等については50%と年 200万円のいずれが多い額</u>）
金融資産収益 （利子・配当等）	収益事業部門から生じるものののみ課税

収 益 事 業 の 範 囲

収 益 事 業		
1. 物品販売業	12. 出 版 業	25. 美 容 業
2. 不動産販売業	13. 写 真 業	26. 興 行 業
3. 金銭貸付業	14. 席 貸 業	27. 遊 技 所 業
4. 物品貸付業	15. 旅 館 業	28. 遊 覧 所 業
5. 不動産貸付業	16. 料理店業その他の飲食店業	29. 医療保健業
6. 製 造 業 (電気、ガス又は熱の供給業及び 物品の加工修理業を含む。)	17. 周 旋 業	30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、 生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、 デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦 (技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し くは公開模擬学力試験を行う事業
7. 通 信 業	18. 代 理 業	31. 駐 車 場 業
8. 運 送 業	19. 仲 立 業	32. 信用保証業
9. 倉 庫 業	20. 問 屋 業	33. 無体財産権の提供等を行う事業
10. 請 負 業	21. 鉱 業	
11. 印 刷 業	22. 土石採取業	
	23. 浴 場 業	
	24. 理 容 業	
上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。		

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。

母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。

保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。

わが国税制の現状と課題 ―21 世紀に向けた国民の参加と選択― (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税制調査会〕

二 法人課税

1. 法人税

(6) 公益法人等

現行法人税法は、財団法人、社団法人、宗教法人、社会福祉法人、学校法人などの公益法人等、人格のない社団等、NPO 法人などについては、その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合については、課税の公平性・中立性の観点から、その収益事業から生じた所得に対しては法人税を課税することとしています。現在、収益事業として物品販売業、請負業をはじめ 33 の事業が定められていますが、近年公益法人等の各種団体の行う事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっているのではないかと考えられます。

したがって、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合するものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくことが適当です。しかし、そうした対応に限界があるとすれば、公益法人等が対価を得て行う事業については、原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しなどを行うことも考えられます。いずれにしても、公益法人等が行っている事業には様々なものがあることから、公益法人課税についての見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要があります。

また、本来収益事業に該当する事業であっても、特定の公益法人等が営む一定の事業については、その法的位置付けなどに着目して、課税の対象とされていないものがあります。しかし、課税の公平・中立の観点からは収益事業課税の原則に則ることが適当であり、この制度については、一般法人の営む事業との競合の実態などを踏まえ、そのあり方について検討していくことが必要ではないかとの意見があります。

公益法人等の利子・配当などの金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされています。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値にお

いては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであることなどから、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかと指摘もあります。

なお、一部の公益法人等の活動について批判がなされることがありますが、当調査会としては、公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営などの適正化を図ることを強く期待します。

(注) 公益法人等に対する課税については、近年の税制改正において、収益事業課税の適正化の観点から、収支報告書制度の導入や寄附金の損金算入限度額の特例に係る限度額の引下げが行われています。

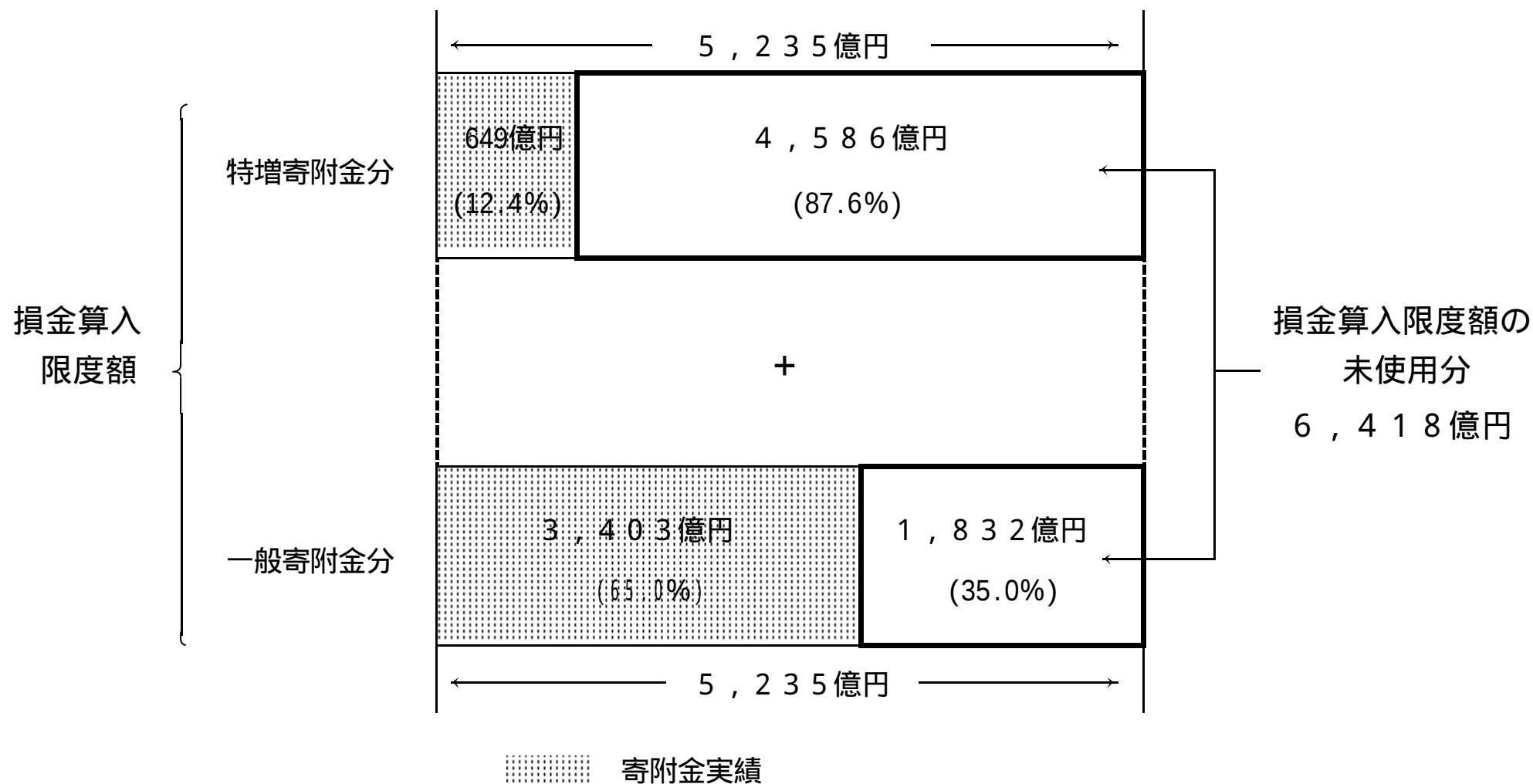
公 益 活 動 等 に 対 す る 寄 附 金

寄附の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・国公立学校 ・国公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・ <u>学校の建設、教育研究費 用</u> ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術 の試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・ <u>学校法人</u> ・社会福祉法人 など 〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 （ N P O 法人 ）のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金（ ） - 1万円」を所得 から控除			

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の
もので(所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1 / 2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されません。

寄附金に係る損金算入限度額の利用状況（平成11年分）



（注1）このほかに全額損金算入となる指定寄附金等778億円

（注2）一般寄附金の損金算入限度額（所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%）× 1 / 2

（注3）特定公益増進法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別にこれと同額の損金算入が認められる。

わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

平成 12 年 7 月
税 制 調 査 会

二 税制と基本原則

2 . 税制の基本原則

(8) 税制の基本原則と租税特別措置等

特定の政策目的を実現するための政策手段として、租税特別措置等があります。これは、基本的に特定の人々の負担を軽減することにより、特定の政策目的の実現に向けて経済社会を誘導しようとするものです。このため、租税特別措置自体は、「公平・中立・簡素」という租税原則に反するものとなります。

したがって、租税特別措置等については、そもそもその特定の政策目的自体に国民的合意があるのかどうか、政策手段として税制を用いることが本当にふさわしいのかどうか、「公平・中立・簡素」という原則より優先してまで講じるだけの政策効果があるのかどうか、政府による裁量的な政策誘導になりはしないかなどについて、慎重な検討が求められます。また、公的サービスの提供に必要な租税の量を一定とすれば、特定の人々に対する負担軽減は他の人々の負担増加につながるものであることも忘れてはなりません。

租税特別措置等についてすべてを不合理と断じるわけにはいきませんが、税制によって経済社会を誘導しようとするには自ずと限界があります。また、一旦優遇措置が講じられるとそれが既得権益化し、政策効果の再検討が十分行われないまま優遇措置が長く継続してしまうことになりがちです。

租税特別措置等については、以上のような観点から、今後、そのあり方を見直していく必要があります。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抄）

〔平成13年6月26日〕
閣議決定

3．経済の再生

（7）税制改革

税制は、政府活動のための財源を調達する基本的な仕組みであるが、所得・資産の分配、経済の資源配分、納税・徴収費用に結果として大きな影響を与える。したがって、公平・中立・簡素を税制改革の指針としなければならない。

経済が大きく変容する状況下においては、その環境条件の変化に合わせて、これらの指針に基づき、不断に税制を改革していくことが必要である。我が国は、数次にわたって税制改革を実施してきたが、21世紀にふさわしい税制を実現するためには、さらなる税制改革が求められる。所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保、政策目的に対して有効な政策手段であるかの検証等、幅広く税制を不断に見直していくことが不可欠である。

とりわけ、経済の市場化、グローバル化、少子・高齢化という観点から、貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制を構築しなければならない。

租税特別措置について聖域なく徹底した見直しを行い、効率的な企業経営を促進するための制度整備の一環として連結納税制度の導入に向けた検討を進める。

平成14年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成13年8月10日（金）
財務大臣臨時閣議発言要旨〕

（略）

五．また、歳入面における各種租税特別措置は、実質的には補助金の裏返しであり、課税の公平・中立を害するとともに減収要因となっています。従って、平成14年度税制改正においては、従来事実上「聖域」となってきた租税特別措置についても徹底した見直しを行い、廃止を含め大幅な整理・合理化を行っていく必要があります。こうした中、短期的な視点で政策誘導を図る措置の導入など、租税特別措置の新設・拡充については、厳に抑制する必要があります。

閣僚各位におかれては、このような方針の下、税制改正要望を行っていただくようよろしくお願いいたします。

（略）

租税特別措置による減収額 (2兆3,620億円)の内訳 (平成13年度ベース)

所得税 16,620億円(70.4%)				法人税 4,900億円(20.7%)		その他
住宅ローン控除	生損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(24.9%) 5,870億円	(11.9%) 2,820億円	(25.4%) 6,010億円 (郵貯集中満期分除き1,130億円)	(8.1%) 1,920億円	(20.7%) 4,900億円	(6.4%) 1,510億円	(8.9%) 2,100億円

(備考)上記のほか、緊急経済対策 (13年 4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲910億円がある。

租税特別措置の見直しについて（メモ）

1. 租税特別措置とは

租税特別措置（租特）とは、特定の個人・企業の税負担を軽減することにより、経済政策、社会政策等の特定の政策目的を実現するための政策手段である。このため、租特は、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられている。

2. 租税特別措置の見直しの意義

租税特別措置は、上記のような例外措置であることから常に見直していく必要がある。このため、これまでの政府税調の答申でも、租特の整理・合理化が強調されてきた。

租特の見直しの意義としては、課税ベースの拡大により、公平・中立・簡素の租税原則に整合的となることが重要であると考えられる。

また、租特は、政策的に経済資源を特定の個人・企業に振り向けることにより、政策目的を実現するものである。しかしながら、今後の経済社会においては、個人・企業の自由な活動を通じて、経済資源の移動を基本的に市場を通じて行わせ、経済資源が速やかに成長分野に流れていくような効率的資源配分がより重要になっていくと考えられる。従って、租特の見直しも、個人・企業の経済活動に中立的な税制とすることにより、経済構造改革の一環として効率的な資源配分に資することに意義があるものと考えられる。

更に、14年度予算においては、「国債発行額30兆円以下」を目標とし、例年になく歳出面の縮減が求められており、また今後財政赤字を縮減していかなければならないことを考えると、実質的に補助金の裏返しである租税特別措置についても、廃止を中心に従来になく大幅な整理・合理化を行い増収に寄与する必要があるのではないかと考えられる。

3. 租特の見直しの考え方

（1）基本的考え方

租税特別措置については、必ずしも、全ての措置を不合理と断じるわけにはいかないことから、不合理な租特、すなわち見直すべき租特を判定する視点が必要であると考えられる。

（2）判定の視点

判定の視点は、必ずしも1つではなく、例えば次のような複数の視点が

考えられるのではないか。

政策目的の検証

租特は、あくまで政策手段であることから、その政策目的を常に検証していく必要がある。例えば、輸入を促進する租特、貯蓄を促進する租特など、設けられた当時は政策目的として意義があったとしても、現在の経済状況を考えれば、政策目的の重要性は薄れているばかりでなく、むしろダイナミックな社会経済の変革への政策対応への足枷になっているものがある。

政策効果の検証及び最適手段の選択

また、租特の政策効果についても租特を判定する上で重要である。政策効果と租特の政策コスト（減収額、税制の複雑化等）について十分検証する必要がある。

例えば、投資減税の場合、減収額に対してどれくらいの追加的な投資があり、それが経済社会にどのように好影響をもたらすのかをまず考慮すべきである。但し、資本コストを引き下げることによって、労働から資本への代替が進み、雇用へ影響するという副次的効果についても配慮する必要がある。また、投資減税により、過剰投資を引き起こし、長期的な経済成長にとってマイナスとなる場合もあるのではないか。

更に、特定の政策目的を達成するために、租特が最適な政策手段かどうかについて、政策効果の観点から検討する必要がある。政策手段としては、租特の他に、補助金等があり、これらの政策手段との比較が重要である。その場合、例えば、企業関係租特の場合、基本的に、黒字企業にしか効果がなく、赤字企業には効果がないことに留意する必要がある。

特定業界、企業、地域の補助

租特の中には、特定の業界、企業、地域に対する補助金と考えられるものがある。例えば、特定業界の基本資産（租特がなくても、事業存続のために必要不可欠なもの）を優遇する措置は、租特のインセンティブ効果として意味がないのではないか。

低調な利用実態

また、租特には、実際の利用実態の極めて少ない、いわば形骸化した措置が存在している。このような措置については、一定期間利用実態がなければ、廃止すべきものであると考えられる。

（以下、口頭発言メモ）

このような視点で、本日の議題である企業関係租特を見ると、

第1番目の政策目的の検証の視点からは、例えば、「製品輸入額が増加した場合の税額控除」は、国内産業の空洞化、国内産業の国際競争力の強化が主張されている現在、その政策目的は失われたのではないか。

第2番目の政策効果の検証及び最適手段の選択の視点からは、例えば、中小企業関係の租特がその数及び減収額も大きいことから、その効果について検証する必要があるのではないか。

第3番目の特定業界等の基本資産の補助の視点からは、航空機、船舶の特別償却が当たるのではないか。

第4番目の低調な利用実態の視点には、例えば、リゾート法の関係の特別償却が当たるのではないか。

例にあげたような個別措置については、まったくの私見ですが、皆さんの議論のために、事務局から今言った個別措置について説明してもらおうと思います。

企業関係租税特別措置一覧〔78項目〕

（税額控除・所得控除）

- ・増加試験研究費等の税額控除
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ・中小企業新技術体化投資促進税制
- ・中小企業等基盤強化税制
- ・事業化設備等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の情報通信産業振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の観光振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の特別中小企業者等の事業化設備等の税額控除
- ・製品輸入額が増加した場合の税額控除
- ・技術等海外所得の特別控除
- ・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
- ・特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除
- ・農業協同組合等の留保所得の特別控除

（特別償却）

- ・公害防止用設備の特別償却
- ・再生資源分別回収設備の特別償却
- ・電線類地中化設備の特別償却
- ・船舶等の特別償却
- ・航空機の特別償却
- ・関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・特定中核的民間施設等の特別償却
- ・地震防災対策用資産の特別償却
- ・特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却
- ・特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- ・事業革新設備等の特別償却
- ・特定余暇利用施設の特別償却
- ・特定電気通信設備等の特別償却
- ・商業施設等の特別償却
- ・特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- ・再商品化設備等の特別償却
- ・特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ・低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- ・農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・過疎地域等における工業用機械等の特別償却
- ・離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却
- ・中小企業者等の機械の特別償却

（注）？ 企業関係租税特別措置のうち減収効果のあるものについて記載。
？ 上記のほか、経済対策として中小企業投資促進税制がある。

- ・医療用機器等の特別償却
- ・中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却
- ・経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等
- ・農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却
- ・優良賃貸住宅等の割増償却
- ・特定再開発建築物等の割増償却
- ・倉庫用建物等の割増償却
- ・鉱業用坑道等の特別償却
- ・植林費の損金算入の特例
- ・鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
- ・特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ・準備金方式による特別償却

（準備金）

- ・海外投資等損失準備金
- ・自由貿易地域投資損失準備金
- ・創業中小企業投資損失準備金
- ・金属鉱業等鉱害防止準備金
- ・特定災害防止準備金
- ・特定都市鉄道整備準備金
- ・ガス熱量変更準備金
- ・電子計算機買戻損失準備金
- ・プログラム等準備金
- ・使用済核燃料再処理準備金
- ・原子力発電施設解体準備金
- ・保険会社等の異常危険準備金
- ・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ・関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金
- ・特別修繕準備金
- ・中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金
- ・農用地利用集積準備金

（その他）

- ・農用地等を取得した場合の課税の特例
- ・共同で現物出資をした場合の課税の特例
- ・鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
- ・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
- ・欠損金の繰越期間の特例
- ・転廃業助成金等に係る課税の特例
- ・農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ・同族会社の留保金課税の特例

減収額の大きい企業関係租税特別措置（平成13年度）

項 目	減 収 額
1 中小企業投資促進税制	1,450億円
2 中小企業新技術体化投資促進税制	570
3 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	480
4 増加試験研究費等の税額控除	410
5 中小企業等の貸倒引当金の特例	290
6 使用済核燃料再処理準備金	280
7 同族会社の留保金課税の特例	210
8 異常危険準備金	170
8 原子力発電施設解体準備金	170
10 医療用機器等の特別償却	150
11 製品輸入額が増加した場合の税額控除	120
12 公害防止用設備の特別償却	110
13 低開発地域等工業用機械等の特別償却	60
14 中小企業等基盤強化税制	50
15 再商品化設備等の特別償却	40

企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合

年 度	法 人 税 収 (当初予算) (a)	企業関係租税特別措置 減収額(除く交際費)(b)	(b) / (a)
	億円	億円	%
昭和40	10,357	752	7.3
45	24,203	1,794	7.4
50	61,410	3,040	5.0
55	85,040	2,320	2.7
60	125,460	4,060	3.2
61	127,060	4,060	3.2
62	118,240	4,550	3.8
63	139,210	4,570	3.3
平成 元	183,630	5,070	2.8
2	197,110	5,640	2.9
3	192,670	6,300	3.3
4	181,220	5,700	3.1
5	159,520	5,200	3.3
6	138,130	4,320	3.1
7	137,260	3,920	2.9
8	135,480	3,650	2.7
9	144,320	3,830	2.7
10	152,740	3,560	2.3
11	104,280	3,180(7,580)	3.0(7.3)
12	99,470	3,140(7,540)	3.2(7.6)
13	118,390	3,390(4,900)	2.9(4.1)

(備考) () 書きは、投資減税分を含んだものである。

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項目数		
昭和 51	98 件	9 件	50 件	4 件	93 件
52	93	2	27	0	91
53	91	11	26	3	83
54	83	5	25	4	82
55	82	10	49	1	73
56	73	1	22	1	73
57	73	4	20	1	70
58	70	2	32	5	73
59	73	2	14	4	75
60	75	4	28	1	72
61	72	3	14	8	77
62	77	4	26	8	81
63	81	3	13	3	81
平 元	81	2	30	2	81
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78

(備考) 上記のほか、経済対策として1項目がある。

わが国税制の現状と課題

－21 世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

平成 12 年 7 月
税制調査会

二 法人課税

1. 法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

③ 租税特別措置の整理・合理化

当調査会は、累次の答申により租税特別措置の整理・合理化の必要性を指摘しており、各年度の税制改正においても整理・合理化が進められてきています。

租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つではありますが、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものです。

個人・企業の自由な経済活動を尊重し、それらの経済活動に中立的な税制とすることが求められる 21 世紀の経済社会の中で、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力回避されるべきであり、また、税制によって経済社会を誘導しようとするにはおのずと限界があることを十分認識する必要があります。租税特別措置は、特定の企業の税負担を軽減するものであることから、政策目的自体に国民の理解が得られるか、政策目的達成のための手段として税制が適当か、といった視点を踏まえて、そもそも税制の基本理念の例外措置として値するものかどうか十分検討しなければなりません。

この他、利用実態が特定の者に偏っていないか、利用実態が低調となっていないか、創設後長期間にわたっていないか、といった視点も含め、今後も十分に吟味を行い、徹底した整理・合理化を進めなければなりません。